旧高旧領取調帳からの明治初年（～4年頃）の熊谷市の地図

（きゅうだかきゅうりょうとりしらべちょう）

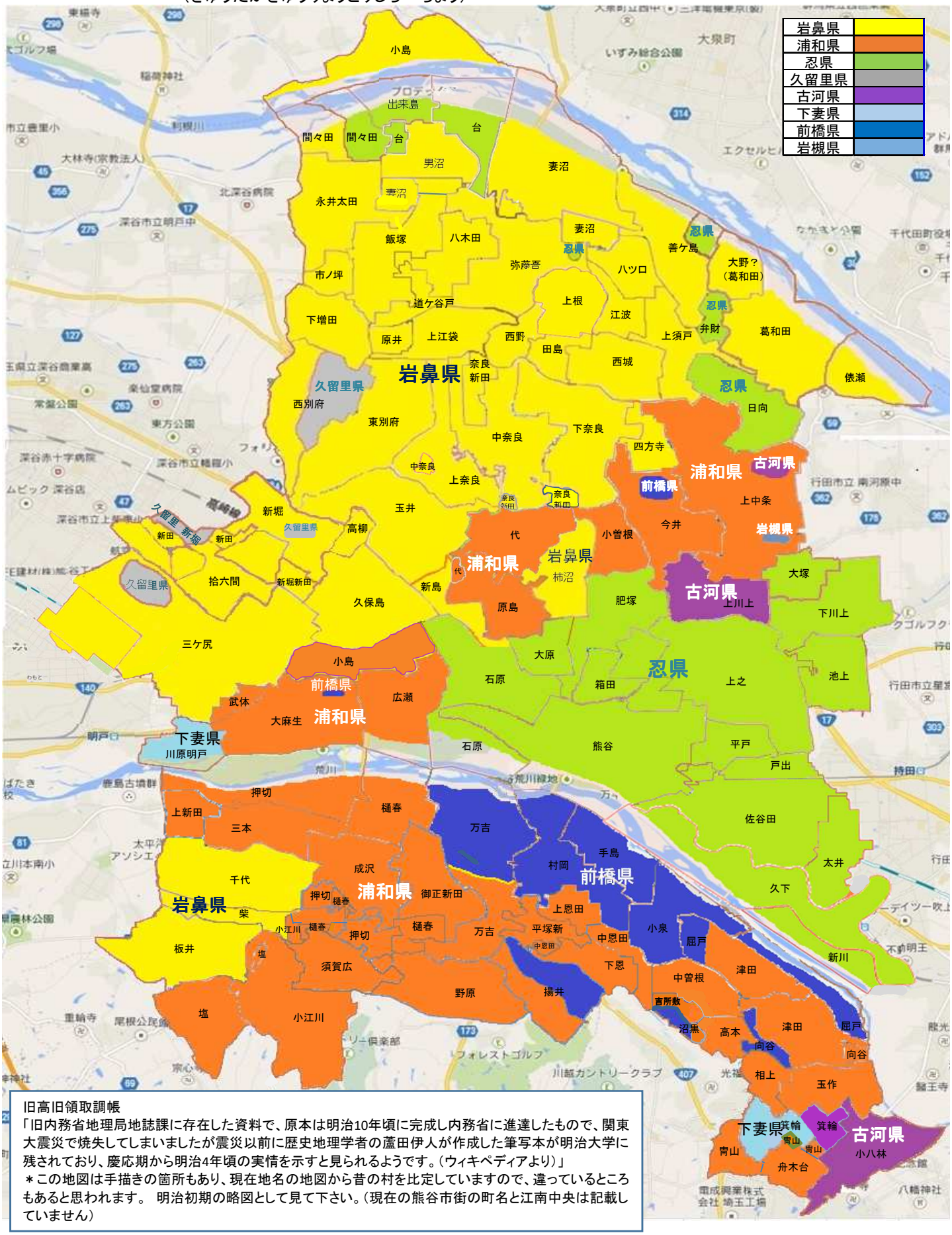

旧高旧領取調帳

「旧内務省地理局地誌課に存在した資料で、原本は明治10年頃に完成し内務省に進達したもので、関東大震災で焼失してしまいましたが震災以前に歴史地理学者の蘆田伊人が作成した筆写本が明治大学に残されており、慶応期から明治4年頃の実情を示すと見られるようです。（ウィキペディアより）」

＊この地図は手描きの箇所もあり、現在地名の地図から昔の村を比定していますので、違っているところもあると思われます。 明治初期の略図として見て下さい。（現在の熊谷市街の町名と江南中央は記載していません）

旧高旧領取調帳で不明な箇所の取扱い

旧高旧領取調帳に、上根村，上新田村，大野村は書かれていません。また、同一村内に複数の県が存在する場合は石高は分りますが、その場所は不明ですので推定で、その範囲は石高により概略の広さを示しています。

上根村は、旧高旧領取調帳には見えませんが、新編武蔵風土記稿に、「寛永16年細井金五郎に賜り今も子孫吉太郎知行せり」とあり、江袋村も同じ記載があり、旧高旧領取調帳には、「上江袋村　細井辰之助知行 岩鼻県」となっているので、岩鼻県としました。

上新田村は、熊谷デジタルミュージアムに、「上新田は町の北西に位置し、旧川本町大字本田と接しています。江戸時代以来、三本，押切の小字でしたが昭和52年に大字「上新田」となりました。. . . 諏訪神社は以前、柴田家の氏神で同家の鬼門（艮寅－北東の方向）を鎮る方角に建つ神社です。武田氏の信奉した信濃の諏訪大社を勧請しています」とあり、新編武蔵風土記稿には、押切村の項に「諏訪社」があり、三ツ本村には「奮家者右馬助　柴田を氏とす、藤原姓にして家紋は二つ雁金. . . 」とあります。
押切村も三本村も浦和県であったのでどちらの配分が大きかったのか分りませんが、浦和県としました。

大野村は迅速測図（関東地方は明治13(1880)年から明治19（1886）年にかけて平野部から房総半島を対象に作成された）には見えますが、新編武蔵風土記稿に記載されておらず、また元禄年中改定図にも見えないので、村を挟む葛和田村と善ケ島村の石高の比率から見て、葛和田村の面積が少ない様でしたので葛和田に含めました。
葛和田　2,105　　善ケ島　　974

熊谷市別府村他所属藩県の変換

府藩県三治世 明治元年	版籍奉還後 明治2年	廃藩置県 明治4年7月	明治4年 10月	府県統合 明治4年11月	明治6年	明治9年 （1876）
慶応4年（1868）4月 東海道先鋒総督参謀が旧幕府代官佐々井半十郎等に武蔵下総国当分支配を任せる →閏4月 「府藩県三治世」 →6月19日 武蔵国知県事任命 ・山田一太夫（忍藩士） ＊維新政府が旧幕府領・旗本知行地を直轄地支配のため ＊1より	明治2年1月10日 宮原中務が武蔵国知県事に就任 →明治2.1.28大宮県（2.9行政官布:岩鼻含む5県＊2） →明治2.9.29浦和県 「上中条，今井内，小曾根，原島，代，小島(熊谷)，広瀬，大麻生，武体，押切，三本，樋春，成沢，御正新田，小江川，塩，須賀広，万吉内，野原，上恩田，中恩田，下恩田，平塚新田，揚井内，中曽根，吉所敷，津田新田，津田，高本，沼黒内，玉作，向谷，貴山，船木台」	浦和県	→	埼玉県 県庁：岩槻 埼玉郡と葛飾郡，足立郡の一部 「下川上，戸出，今井，小曾根，上川上，上之，上中条，太井，大塚，池上，箱田，平戸」 ＊この他の村は入間県へ ＊太政官（布）第594 従来の藩及び天領などの飛び地管轄を郡を統括する県へ引き渡し	埼玉県 県庁：岩槻 ＊庁舎は浦和	埼玉県 ＊熊谷県廃止 熊谷県管轄の武蔵国分を埼玉県に合わせた埼玉県成立
	忍藩 松平忠敬（10万石） 明治2. 8.19 任知藩事 「間々田内，出来島，善ケ島内，弁財，日向，台，肥塚，大塚，下川上，池上，平戸，熊谷，箱田，上之，大原，石原，戸出，太井，佐谷田，久下，新川」	忍県	→			
	岩槻藩 大岡忠貫（2.3万石） 「上中条内」	岩槻県	→			
	川越藩 松井（松平）康載（1万石）	川越県	→	入間県 県庁：川越 横見，入間，秩父，男衾，大里，榛沢，賀美，幡羅，比企，新座，那賀，児玉，高麗と多摩の一部 ＊太政官（布）第594 従来の藩及び天領などの飛び地管轄を郡を統括する県へ引き渡し	熊谷県 県庁：熊谷	
慶応4. 6.17 **岩鼻知県事**任命 ・大音龍太郎　＊3 幡羅郡（**東別府，西別府**含む）と男衾，大里の一部	→明治2. 2.9　岩鼻県 「小島(妻沼)，間々田内，男沼，妻沼，永井太田，飯塚，八木田，市ノ坪，善ケ島，葛和田，俵瀬，上須戸，八ツ口，江波，西城，田島，西野，弥藤吾，上江袋，道ケ谷戸，原井，下増田，西別府内，東別府，上奈良，中奈良，下奈良，奈良新田，四方寺，玉井，高柳，新堀，新堀新田，新島，柿沼，久保島，拾六間，三ケ尻，千代，柴，板井」	岩鼻県	群馬県 （明治4.10.28） ＊岩鼻県，前橋県他を廃し群馬県を置く			
前橋藩 松平直克（17万石） 大里郡の一部	→ 「今井内，大麻生内，村岡，揚井内，万吉，手島，小泉，屈戸，向谷」	前橋県				
久留里藩 黒田直養（3万石） 西別府，新堀の一部 安房上総知県事	→ 「西別府内，新堀内，三ケ尻内」	久留里県	→			
古河藩 土井利与（8万石） 小八林と上中条，上川上と箕輪の一部	→ 「上中条内，上川上，小八林，箕輪内」	古河県	→			
下妻藩 井上正巳（1万石） 川原明戸と箕輪の一部	→ 「川原明戸，箕輪内」	下妻県	→			

＊1:「職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開(岸清俊氏：文書館紀要第16号（2003）」 ＊2:太政官日誌　＊3:法令全書

旧高旧領取調帳

国立歴史民俗博物館データベース

旧郡名	旧村名	旧領名	旧県名	旧　高	旧郡名	旧村名	旧領名	旧県名	旧　高
埼玉郡	下川上村	忍藩領分	忍県	1,295.1	大里郡	原島村	鳥居友五郎知行	浦和県	200.0
埼玉郡	下川上村	浄泉寺領	忍県	20.0	大里郡	原島村	鳥居靭負知行	浦和県	200.0
埼玉郡	戸出村	忍藩領分	忍県	596.6	大里郡	原島村	吉祥寺観音堂領	浦和県	10.0
埼玉郡	戸出村	忍藩領分	忍県	2,963.6	大里郡	御正新田	代官・松村忠四郎支配所	浦和県	95.4
埼玉郡	今井村	鈴木多京知行	浦和県	72.4	大里郡	御正新田	永見権七郎知行	浦和県	261.5
埼玉郡	今井村	林大学頭知行	浦和県	0.7	大里郡	御正新田	安部右馬太郎知行	浦和県	20.8
埼玉郡	今井村	天野三郎兵衛知行	浦和県	59.1	大里郡	向谷村	代官・福田所左衛門支配	浦和県	189.1
埼玉郡	今井村	天神社領	浦和県	3.0	大里郡	向谷村	前橋藩領分	前橋県	336.7
埼玉郡	今井村	長井清太郎知行	浦和県	65.5	大里郡	広瀬村	加藤満之助知行	浦和県	413.9
埼玉郡	今井村	前橋藩領分	前橋県	259.1	大里郡	広瀬村	依田捨五郎知行	浦和県	89.2
埼玉郡	今井村	松平藤九郎知行	浦和県	100.0	大里郡	甲山村	筒井武左衛門知行	浦和県	221.9
埼玉郡	今井村	高林文次郎知行	浦和県	200.0	大里郡	甲山村	大久保愛之丞知行	浦和県	167.8
埼玉郡	今井村	弘誓寺領	浦和県	7.0	大里郡	高本村	田中一郎左衛門知行	浦和県	113.1
埼玉郡	今井村	興津錦三郎知行	浦和県	200.0	大里郡	高本村	秋山三四郎知行	浦和県	215.8
埼玉郡	今井村	牛込忠左衛門知行	浦和県	500.0	大里郡	佐谷田村	忍藩領分	忍県	2,024.2
埼玉郡	今井村	伊勢平五郎知行	浦和県	200.0	大里郡	三ツ本村	米津大膳知行	浦和県	370.6
埼玉郡	今井村	安養院領	浦和県	11.0	大里郡	三ツ本村	駒形社領	浦和県	11.0
埼玉郡	小曾根村	大岡忠四郎知行	浦和県	62.2	大里郡	三ツ本村	永見権七郎知行	浦和県	138.5
埼玉郡	小曾根村	菅沼初之助知行	浦和県	200.0	大里郡	手島村	前橋藩領分	前橋県	377.3
埼玉郡	上川上村	古河藩領分	古河県	1,392.4	大里郡	小泉村	前橋藩領分	前橋県	688.1
埼玉郡	上村	竜淵寺領	忍県	100.0	大里郡	小島村	竹内大隅守知行	浦和県	441.5
埼玉郡	上村	久伊豆明神社領	忍県	30.0	大里郡	小島村	興津内記知行	浦和県	39.8
埼玉郡	上村	一乗院領	忍県	30.0	大里郡	小八ツ林村	古河藩領分	古河県	318.9
埼玉郡	上中条村	八木数馬知行	浦和県	565.1	大里郡	沼黒村	内藤鉢之丞知行	浦和県	115.4
埼玉郡	上中条村	日下蔵太郎知行	浦和県	659.1	大里郡	沼黒村	前橋藩領分	前橋県	374.0
埼玉郡	上中条村	神尾駒太郎知行	浦和県	508.1	大里郡	上恩田村	大島鉄太郎知行	浦和県	156.5
埼玉郡	上中条村	常光院領	浦和県	30.0	大里郡	新川村	忍藩領分	忍県	172.8
埼玉郡	上中条村	松平内蔵之助知行	浦和県	200.0	大里郡	成沢村	本田主税知行	浦和県	68.6
埼玉郡	上中条村	小林順之助知行	浦和県	400.0	大里郡	成沢村	美濃部勘兵衛知行	浦和県	162.8
埼玉郡	上中条村	鹿那祇社領	浦和県	13.2	大里郡	成沢村	代官・松村忠四郎支配所	浦和県	61.1
埼玉郡	上中条村	古河藩領分	古河県	189.6	大里郡	石原村	忍藩領分	忍県	1,962.9
埼玉郡	上中条村	吉野社領	浦和県	10.5	大里郡	相上村	前橋藩領分	浦和県	436.5
埼玉郡	上中条村	岩槻藩領分	岩槻県	67.9	大里郡	相上村	杉浦八郎五郎知行	浦和県	118.7
埼玉郡	上中条村	観音寺領	浦和県	16.6	大里郡	相上村	荒川＝太郎知行＊〔金英	浦和県	174.6
埼玉郡	太井村	忍藩領分	忍県	888.0	大里郡	村岡村	前橋藩領分	前橋県	562.6
埼玉郡	大塚村	忍藩領分	忍県	928.6	大里郡	代村	東善寺領	浦和県	10.0
埼玉郡	池上村	忍藩領分	忍県	1,061.0	大里郡	代村	安部清徳院知行	浦和県	718.5
埼玉郡	箱田村	忍藩領分	忍県	447.3	大里郡	大麻生村	筒井紀伊守知行	浦和県	41.2
埼玉郡	平戸村	忍藩領分	忍県	917.1	大里郡	大麻生村	大久保与七郎知行	浦和県	500.0
大里郡	押切村	米津大膳知行	浦和県	95.5	大里郡	大麻生村	前橋藩領分	前橋県	5.7
大里郡	押切村	筒井武右衛門知行	浦和県	42.5	大里郡	中恩田村	大島鉄太郎知行	浦和県	299.5
大里郡	押切村	竹内新五郎知行	浦和県	174.4	大里郡	中曾根村	建部大三郎知行	浦和県	377.3
大里郡	押切村	大道寺権六郎知行	浦和県	151.3	大里郡	中曾根村	曲淵甲斐守知行	浦和県	331.8
大里郡	押切村	代官・松村忠四郎支配所	浦和県	151.6	大里郡	津田新田村	本田市弥知行	浦和県	227.7
大里郡	押切村	松平勝之助知行	浦和県	161.1	大里郡	津田新田村	荒川＝太郎知行＊〔金英	浦和県	87.0
大里郡	押切村	横地藤十郎知行	浦和県	48.0	大里郡	津田村	鈴木豊蔵知行	浦和県	192.4
大里郡	下恩田村	大島主税知行	浦和県	212.1	大里郡	津田村	前橋藩領分	浦和県	344.8
大里郡	下恩田村	荒川＝太郎知行＊〔金英	浦和県	140.8	大里郡	肥塚村	忍藩領分	忍県	974.1
大里郡	河原明戸村	下妻藩領分	下妻県	230.8	大里郡	樋春村	代官・松村忠四郎支配所	浦和県	141.0
大里郡	吉所敷村	能勢三十郎知行	浦和県	186.6	大里郡	樋春村	折井瀬兵衛知行	浦和県	125.0
大里郡	久下村	忍藩領分	忍県	1,108.4	大里郡	樋春村	安部右馬太郎知行	浦和県	281.7
大里郡	久下村	東竹院領	忍県	30.0	大里郡	武蛇村	平井監物知行	浦和県	40.7
大里郡	玉作村	島田織部知行	浦和県	110.9	大里郡	平塚新田	田付駒次郎知行	浦和県	150.0
大里郡	玉作村	代官・福田所左衛門支配	浦和県	490.5	大里郡	万吉村	前橋藩領分	前橋県	443.2
大里郡	玉作村	杉浦八郎五郎知行	浦和県	66.8	大里郡	万吉村	郡代・木村飛騨守支配所	浦和県	141.7
大里郡	屈戸村	前橋藩領分	前橋県	218.5	大里郡	万吉村	曲淵甲斐守知行	浦和県	245.1
大里郡	屈戸村	郡代・木村飛騨守支配所	前橋県	84.6	大里郡	箕輪村	古河藩領分	古河県	318.9
大里郡	熊谷村	忍藩領分	忍県	2,404.0	大里郡	箕輪村	下妻藩領分	下妻県	510.2
大里郡	熊谷村	熊谷寺領	忍県	30.0	大里郡	楊井村	前橋藩領分	前橋県	103.7
大里郡	原島村	田附駒次郎知行	浦和県	194.8	大里郡	楊井村	荒川欽次郎知行	浦和県	103.5

旧郡名	旧村名	旧領名	旧県名	旧　高	旧郡名	旧村名	旧領名	旧県名	旧　高
男衾郡	塩村	設楽勝太郎知行	浦和県	112.1	幡羅郡	玉井村	阿部鑑一郎知行	岩鼻県	271.6
男衾郡	塩村	菅沼藤十郎知行	浦和県	160.7	幡羅郡	原井村	伴野詮四郎知行	岩鼻県	25.0
男衾郡	柴村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	22.3	幡羅郡	原井村	天野東助知行	岩鼻県	5.0
男衾郡	柴村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	40.8	幡羅郡	原井村	玉虫鉄太郎知行	岩鼻県	70.0
男衾郡	柴村	奥村八十郎知行	岩鼻県	84.0	幡羅郡	江波村	白須甲斐守知行	岩鼻県	215.3
男衾郡	小江川村	内藤武三郎知行	浦和県	72.4	幡羅郡	江波村	横田祐次郎知行	岩鼻県	191.8
男衾郡	小江川村	大久保寛蔵知行	浦和県	72.4	幡羅郡	高柳村	奥村八十郎知行	岩鼻県	77.5
男衾郡	須賀広村	青山乙三郎知行	浦和県	163.9	幡羅郡	妻沼村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	1,652.9
男衾郡	須賀広村	郡代・木村飛騨守支配所	浦和県	32.3	幡羅郡	妻沼村	聖天領	岩鼻県	50.0
男衾郡	千代村	本田主税知行	岩鼻県	13.1	幡羅郡	三ヶ尻村	鈴木鋼太郎知行	岩鼻県	100.0
男衾郡	千代村	田中市郎右衛門知行	岩鼻県	49.7	幡羅郡	三ヶ尻村	林又三郎知行	岩鼻県	2.8
男衾郡	千代村	折井瀬兵衛知行	岩鼻県	75.0	幡羅郡	三ヶ尻村	天野富三郎知行	岩鼻県	477.3
男衾郡	千代村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	26.2	幡羅郡	三ヶ尻村	小栗庄右衛門知行	岩鼻県	299.4
男衾郡	板井村	長塩隼人知行	岩鼻県	38.2	幡羅郡	三ヶ尻村	小栗伊右衛門知行	岩鼻県	339.3
男衾郡	板井村	長井又五郎知行	岩鼻県	132.0	幡羅郡	三ヶ尻村	久留里藩領分	久留里県	279.3
男衾郡	板井村	菅沼藤十郎知行	岩鼻県	455.2	幡羅郡	三ヶ尻村	夏目中務知行	岩鼻県	1.3
男衾郡	板井村	市川鉄五郎知行	岩鼻県	104.3	幡羅郡	四方寺村	長井清太郎知行	岩鼻県	327.0
男衾郡	板井村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	393.7	幡羅郡	市ノ坪村	江原保次郎知行	岩鼻県	89.7
男衾郡	板井村	牛奥源三郎知行	岩鼻県	32.8	幡羅郡	市ノ坪村	遠山録三郎知行	岩鼻県	31.2
男衾郡	板井村	亀井於八郎知行	岩鼻県	100.0	幡羅郡	拾六間村	阿部鑑一郎知行	岩鼻県	185.0
男衾郡	野原村	文殊寺領	浦和県	20.0	幡羅郡	出来島村	忍藩領分	忍県	411.4
男衾郡	野原村	中野鐘七郎知行	浦和県	72.4	幡羅郡	小島村	朝比奈織之丞知行	岩鼻県	121.7
男衾郡	野原村	前田帯刀知行	浦和県	187.8	幡羅郡	小島村	神明社領	岩鼻県	13.9
男衾郡	野原村	郡代・木村飛騨守支配所	浦和県	104.7	幡羅郡	小島村	植村左近知行	岩鼻県	121.7
幡羅郡	下増田村	大岡忠四郎知行	岩鼻県	266.7	幡羅郡	小島村	医王寺領	岩鼻県	4.6
幡羅郡	下増田村	岡部鉦四郎知行	岩鼻県	237.3	幡羅郡	上江袋村	細井辰之助知行	岩鼻県	543.8
幡羅郡	下増田村	横田三四郎知行	岩鼻県	179.0	幡羅郡	上須戸村	内藤鉢之丞知行	岩鼻県	172.2
幡羅郡	下奈良村	利永寺領	岩鼻県	3.0	幡羅郡	上須戸村	細井辰之丞知行	岩鼻県	145.5
幡羅郡	下奈良村	彦坂丹右衛門知行	岩鼻県	224.7	幡羅郡	上須戸村	岡野平次郎知行	岩鼻県	340.0
幡羅郡	下奈良村	箱根社領	岩鼻県	3.0	幡羅郡	上奈良村	林又三郎知行	岩鼻県	20.8
幡羅郡	下奈良村	内藤鉢之丞知行	岩鼻県	146.5	幡羅郡	上奈良村	妙音寺領	岩鼻県	8.4
幡羅郡	下奈良村	朝比奈織之丞知行	岩鼻県	185.2	幡羅郡	上奈良村	豊布都大神社領	岩鼻県	1.7
幡羅郡	下奈良村	中山鎧一知行	岩鼻県	155.4	幡羅郡	上奈良村	東光寺領	岩鼻県	3.8
幡羅郡	下奈良村	石川左内知行	岩鼻県	185.2	幡羅郡	上奈良村	大岡与惣右衛門知行	岩鼻県	400.0
幡羅郡	下奈良村	植村録之丞知行	岩鼻県	185.2	幡羅郡	上奈良村	前田帯刀知行	岩鼻県	62.5
幡羅郡	下奈良村	集福寺領	岩鼻県	20.0	幡羅郡	上奈良村	杉浦常之助知行	岩鼻県	400.0
幡羅郡	下奈良村	観音寺領	岩鼻県	3.0	幡羅郡	新島村	代官・松村忠四郎支配所	岩鼻県	172.0
幡羅郡	下奈良村	依田捨五郎知行	岩鼻県	185.2	幡羅郡	新堀新田村	蜂屋啓之丞知行	岩鼻県	145.6
幡羅郡	柿沼村	林又三郎知行	岩鼻県	179.2	幡羅郡	新堀新田村	戸田肥後知行	岩鼻県	105.0
幡羅郡	柿沼村	竜昌寺領	岩鼻県	20.6	幡羅郡	新堀村	大草左京知行	岩鼻県	100.0
幡羅郡	柿沼村	土屋忠兵衛知行	岩鼻県	200.0	幡羅郡	新堀村	数原玄中知行	岩鼻県	142.8
幡羅郡	柿沼村	大岡忠四郎知行	岩鼻県	137.8	幡羅郡	新堀村	桜井庄五郎知行	岩鼻県	205.4
幡羅郡	葛和田村	平岡丹波守知行	岩鼻県	1,282.7	幡羅郡	新堀村	久留里藩領分	久留里県	57.2
幡羅郡	葛和田村	藤本鉄之丞知行	岩鼻県	139.6	幡羅郡	西城村	長慶寺薬師堂領	岩鼻県	10.0
幡羅郡	葛和田村	大竜寺領	岩鼻県	20.0	幡羅郡	西城村	岡部鉞次郎知行	岩鼻県	408.0
幡羅郡	葛和田村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	647.5	幡羅郡	西城村	岡部鉦次郎知行	岩鼻県	500.4
幡羅郡	葛和田村	《神明社／医王院》領	岩鼻県	15.1	幡羅郡	西別府村	平井監物知行	岩鼻県	124.6
幡羅郡	間々田村	忍藩領分	忍県	453.6	幡羅郡	西別府村	大久保筑後守知行	岩鼻県	45.8
幡羅郡	間々田村	代官・福田所左衛門支配	岩鼻県	57.8	幡羅郡	西別府村	大岡忠四郎知行	岩鼻県	135.5
幡羅郡	間々田村	石川左内知行	岩鼻県	121.7	幡羅郡	西別府村	設楽勝太郎知行	岩鼻県	134.3
幡羅郡	間々田村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	285.6	幡羅郡	西別府村	跡部＝熊知行　＊〔金克	岩鼻県	48.6
幡羅郡	久保島村	土屋柳一郎知行	岩鼻県	158.2	幡羅郡	西別府村	石野通三郎知行	岩鼻県	210.2
幡羅郡	久保島村	土屋金蔵知行	岩鼻県	158.2	幡羅郡	西別府村	数原＝之助知行＊〔金利	岩鼻県	48.6
幡羅郡	久保島村	大久保与七郎知行	岩鼻県	1,001.3	幡羅郡	西別府村	久留里藩領分	久留里県	511.6
幡羅郡	玉井村	白須甲斐守知行	岩鼻県	121.1	幡羅郡	西別府村	羽太八郎左衛門知行	岩鼻県	200.4
幡羅郡	玉井村	長田銓之丞知行	岩鼻県	500.0	幡羅郡	西野村	前田帯刀知行	岩鼻県	135.9
幡羅郡	玉井村	数原徳庵知行	岩鼻県	500.0	幡羅郡	西野村	設楽勝太郎知行	岩鼻県	95.2
幡羅郡	玉井村	玉井大神社領	岩鼻県	12.0	幡羅郡	西野村	阿部鑑一郎知行	岩鼻県	104.8
幡羅郡	玉井村	玉井寺領	岩鼻県	15.0	幡羅郡	善ヶ島村	竜泉寺領	岩鼻県	13.6
幡羅郡	玉井村	阿弥陀寺領	岩鼻県	15.2	幡羅郡	善ヶ島村	忍藩領分	忍県	126.9

旧郡名	旧村名	旧領名	旧県名	旧　高
幡羅郡	善ヶ島村	朝比奈織之丞知行	岩鼻県	153.4
幡羅郡	善ヶ島村	大久保寛蔵知行	岩鼻県	372.7
幡羅郡	善ヶ島村	石川左内知行	岩鼻県	153.4
幡羅郡	善ヶ島村	植村録之丞知行	岩鼻県	153.4
幡羅郡	太田村	長山祐一郎知行	岩鼻県	412.1
幡羅郡	太田村	松崎礼次郎知行	岩鼻県	500.0
幡羅郡	太田村	三枝松太郎知行	岩鼻県	500.0
幡羅郡	台村	忍藩領分	忍県	483.7
幡羅郡	台村	円満寺領	忍県	9.4
幡羅郡	男沼村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	465.4
幡羅郡	中奈良村	林又三郎知行	岩鼻県	215.5
幡羅郡	中奈良村	有田銓之助知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	中奈良村	米津大膳知行	岩鼻県	152.8
幡羅郡	中奈良村	彦坂丹右門知行	岩鼻県	33.6
幡羅郡	中奈良村	藤本鉄之丞知行	岩鼻県	22.5
幡羅郡	中奈良村	長山祐一郎知行	岩鼻県	137.6
幡羅郡	中奈良村	長慶寺領	岩鼻県	20.0
幡羅郡	中奈良村	糟屋雅吉知行	岩鼻県	331.8
幡羅郡	中奈良村	跡部＝熊知行　＊〔金克	岩鼻県	34.5
幡羅郡	中奈良村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	52.5
幡羅郡	中奈良村	曲淵茂十郎知行	岩鼻県	400.0
幡羅郡	中奈良村	夏目帯刀知行	岩鼻県	137.2
幡羅郡	田島村	天野三郎兵衛知行	岩鼻県	145.6
幡羅郡	田島村	岡部詮次郎知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	東別府村	蜂屋啓之丞知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	東別府村	福泉寺領	岩鼻県	7.0
幡羅郡	東別府村	彦坂丹右衛門知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	東別府村	内藤鉢之丞知行	岩鼻県	132.8
幡羅郡	東別府村	杉浦兵庫知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	東別府村	神尾駒太郎知行	岩鼻県	122.8
幡羅郡	東別府村	小栗半右衛門知行	岩鼻県	460.5
幡羅郡	東別府村	勝楽寺領	岩鼻県	13.0
幡羅郡	東別府村	春(榛)名寺領	岩鼻県	3.0
幡羅郡	東別府村	香林寺領	岩鼻県	20.0
幡羅郡	東別府村	久田觴三知行	岩鼻県	139.9
幡羅郡	東別府村	遠山録三郎知行	岩鼻県	102.6
幡羅郡	東別府村	伊達与兵衛知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	東別府村	阿村鍋之助知行	岩鼻県	45.9
幡羅郡	道ヶ谷戸村	天野藤助知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	奈良新田	牧野斧之丞知行	岩鼻県	200.0
幡羅郡	奈良新田	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	4.3
幡羅郡	奈良新田	安部岩之丞知行	岩鼻県	300.4
幡羅郡	日向村	忍藩領分	忍県	843.3
幡羅郡	八ツ口村	伴野鉦四郎知行	岩鼻県	241.4
幡羅郡	八ツ口村	長昌寺領	岩鼻県	12.0
幡羅郡	八ツ口村	中根繁次郎知行	岩鼻県	266.5
幡羅郡	八ツ口村	水野祐之助知行	岩鼻県	51.8
幡羅郡	八木田村	伴野銓四郎知行	岩鼻県	87.6
幡羅郡	八木田村	天野藤助知行	岩鼻県	245.0
幡羅郡	八木田村	玉虫鉄太郎知行	岩鼻県	230.0
幡羅郡	飯塚村	深津弥市郎知行	岩鼻県	350.0
幡羅郡	飯塚村	深津保太郎知行	岩鼻県	300.0
幡羅郡	飯塚村	深津兼次郎知行	岩鼻県	100.0
幡羅郡	飯塚村	山本小三郎知行	岩鼻県	5.0
幡羅郡	俵瀬村	平岡丹波守知行	岩鼻県	204.5
幡羅郡	弁財村	忍藩領分	忍県	120.8
幡羅郡	弥藤吾村	忍藩領分	忍県	14.3
幡羅郡	弥藤吾村	郡代・木村飛騨守支配所	岩鼻県	1,410.8
幡羅郡	弥藤吾村	観清寺領	忍県	12.0

下表の「埼玉県史調査報告書　**旧旗下相知行調**」は、明治17年に政府の照会に対し、埼玉県が管下各村落の旧旗本の知行地等を書き上げたもので、埼玉県行政文書「明875　旧旗本知行帳」を翻刻したもので「旧高旧領取調帳」よりも後の年代に作られたようですが、旗本の知行地しか書かれておらず、村落の欠落も多いです。

	旧高旧領取調帳	**旧旗下相知行調**	草高
→	200.0	蜂屋啓之丞	200.0
→	200.0	彦坂丹右衛門	200.0
→	132.8	内藤鉢之丞	132.8
→	200.0	杉浦正一郎	200.0
→	122.8	神尾駒太郎	122.8
→	460.5	小栗総七郎	406.1
→	139.9	久田觴三	142.1
→	102.6	遠山録三郎	102.6
→	200.0	伊達与兵衛	200.0
→	45.9	河村＝之助　＊〔金禺〕	45.9
	1,804.5		1,752.3

県名	旧高計
岩鼻県	29,845.6
浦和県	16,162.1
忍県	20,459.0
久留里県	848.1
古河県	2,219.8
下妻県	741.0
前橋県	3,453.5
岩槻県	67.9
合計	73,796.8

＊久保島村「土屋金蔵知行」は県名が空白ですが「奈良鎮撫総督府等宛諸旗本家等口上書（奈良県立図書館蔵）」に名前が載っており旗本であったようですので岩鼻県とした。
＊上根村は記載なきため計石高に含まず

現在の埼玉県のできるまで

太政官布告など（法令全書：国立国会図書館蔵）から

明治元年6月
岩鼻知県事を置

明治2年2

明治4年1月
大宮県→浦和県他10

明治4年7月
廃藩置県

明治4年10月
上野国諸県（岩鼻県，前橋県他を廃し群馬県を置く

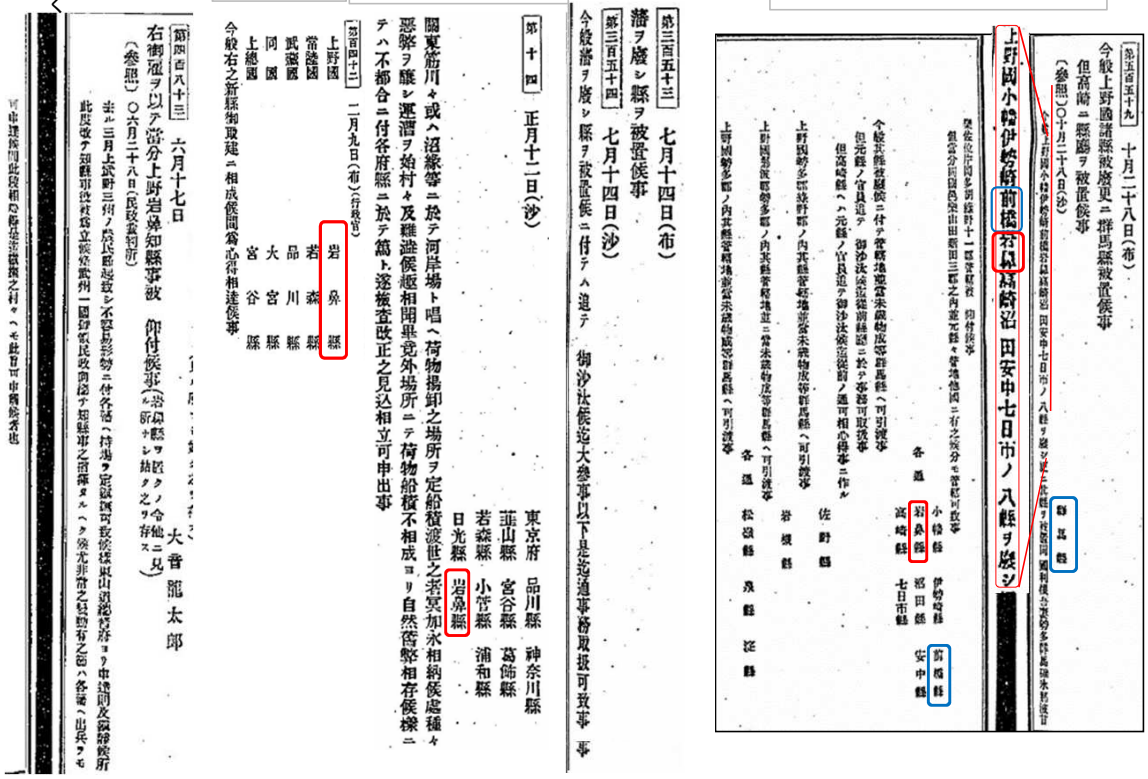

明治4年11月
・入間県：武蔵国（横見郡，入間郡，秩父郡，男衾郡，大里郡，榛沢郡，賀美郡，幡羅郡，比企郡，新座郡，那賀郡，児玉郡，高麗郡，多摩郡の内）
・埼玉県：武蔵国（埼玉郡，葛飾の内，足立郡の内）
＊この時に旧天領、藩領等の飛び地は各県の管轄に引き渡され　た→別府は入間県

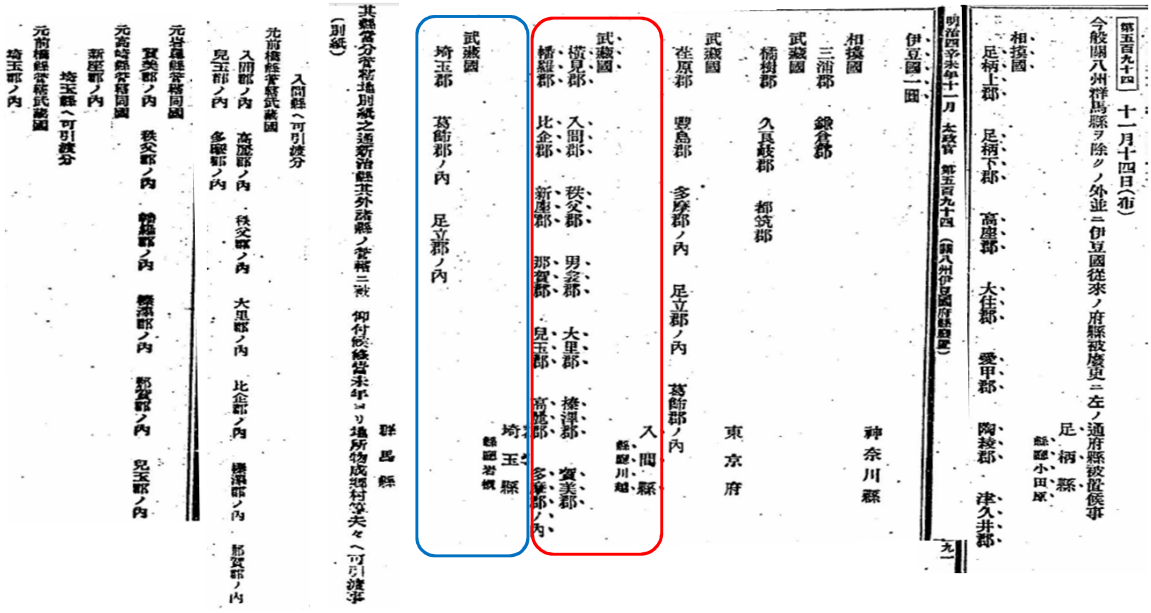

明治5年4月9日（1872）　大区小区制（太政官布第117号）
明治4年4月4日（1871）、全国一律の戸籍を作るための準備として、政府は戸籍法（太政官布第170）を制定して編製の単位として区を置いた。翌年に大蔵省（第146号）から一区（大区）に区長一人、小区に副区長などを置くとの布告が出された。

明治6年6月
入間・群馬県廃止→熊谷県設置

○第百四十六號　（十月十日）

庄屋名主年寄等改稱ノ儀ニ付當四月中御布告ノ趣モ有之候處右ニ付テハ一區總括ノ者無之事務差支ノ次第モ有之哉ニ付各地方土地ノ便宜ニ寄リ一區ニ區長壹人小區ニ副區長等差置候儀ハ不苦候條給料其他諸費用トモ悉皆民費之積相心得可申尤先前大庄屋大年寄杯ト唱候類自己ノ權柄ヲ以不正ノ儀モ有之趣右ニ因襲シ事務壅蔽等ノ害相生シ候テハ難相成ニ付區長差置候向ハ事務取扱方規則制限並給料等巨細取調可伺出事

一死者埋葬所ニ於テ記錄區方ノ儀去辛未十二月御布告ノ趣モ有之候處右埋葬所ヨリ差出候居書ノ儀ハ各府縣廳へ差出毎年十二月中迄ノ分翌年二月中別紙雛形之通表ニ仕立差出候樣可致事

右之通相達候事

（別紙）

某府某縣死亡表

○第百十七號　（四月九日）（布）

府　縣　へ

一莊屋名主年寄等都テ相廢止戸長副戸長ト改稱シ是迄取扱來リ候事務ハ勿論土地人民ニ關係ノ事件ハ一切爲取扱候樣可致事

一大莊屋ト稱候類モ相廢止可申事

一戸長副戸長給料並諸入用ハ從前莊屋名主年寄等ノ振合ニ相心得官員神官華士族僧尼等ハ毎戸カ或ハ小間割等ニ割合可申事

但戸籍法施行候ニ付テハ事務繁劇ニモ可有之候ニ付從前ノ給料區々ノ場所モ可有之間篤ト調査ノ上不相當ニモ無之候ハヽ三割迄增サセ候儀ハ地方ノ見込ニ任セ不苦候事

一村町ノ外城郭內外又ハ陳屋地等ニテ華士族多分住居ノ地ハ右ノ內ニテ戸長副戸長ヲ申付土地ノ廣狹人家ノ多寡等組比較スヘキ村町戸長副戸長ノ給料ヲ支給可致尤右給料ハ其區內官員神官華士族僧尼農工商ノ無差別毎戸カ或ハ小間割等ニ割合可申事

但諸入用ノ儀モ本文ニ準シ可申事

右之通候條速ニ改正可致事

右三府ヘモ同斷御達相成候ニ付添書左ノ通

今般各縣ヘ別紙ノ通相達候條得其意速ニ改正可致尤府中ニ限相設候戸長副戸長並給料取立方等已ニ確定致シ候分ハ其儘差置不苦候事

○第二百十四號　（六月十五日）（布）

宇都宮縣ヲ廢シ栃木縣ヘ管轄被　仰付候條此旨相達候事

印旛木更津ノ兩縣ヲ廢シ千葉縣ヲ被置候條此旨相達候事

但縣廳ハ下總國千葉郡千葉町ニ被置候事

入間群馬ノ兩縣ヲ廢シ熊谷縣ヲ被置候條此旨相達候事

但縣廳ハ武藏國大里郡熊谷驛ニ被置候事

明治9年8月
熊谷県管轄の武蔵国の内（大里郡や幡羅郡など）を埼玉県に併せ、熊谷県を廃止

筑摩縣始左ノ通廢合並管轄替被　仰付候條此旨布告候事

一筑摩縣ヲ廢シ飛驒國ヲ岐阜縣ヘ合シ信濃國ノ內ヲ長野縣ヘ合併

一熊谷縣管轄武藏國ノ內ヲ埼玉縣ヘ合シ橡木縣管轄上野國山田新田邑樂ノ三郡ヲ熊谷縣ヘ合シ熊谷縣廳ヲ上野國高崎ニ移シ群馬縣ト改稱

一濱松縣ヲ廢シ靜岡縣ヘ合併

明治11年7月（1878）大区小区制廃止
地方を書して府県の下、郡区町村とす。

○第十七號　（七月二十二日　輪廓附）

郡區町村編制法左ノ通被定候條此旨布告候事

第一條　地方ヲ畫シテ府縣ノ下郡區町村トス

第二條　郡町村ノ區域名稱ハ總テ舊ニ依ル

第三條　郡ノ區域廣濶ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一郡ヲ畫シテ數郡トナス（東西南北上中下ノ如シ）

第四條　三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一區トナシ其廣濶ナル者ハ區分シテ數區トナス

第五條　毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ毎區ニ區長各一員ヲ置ク郡ノ狹少ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六條　毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク又數町村ニ一員ヲ置クコトヲ得

但區內ノ町村ハ區長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得

（加）第七條　此編制法ヲ施行スト雖キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ得

（加）第八條　地方ノ便益若クハ人民ノ請願ニ因リ止ムヲ得サル理由アルモノハ郡區町村ノ區域名稱ヲ變更スルコトヲ得

（加）第九條　第三條第四條第七條第八條ノ施行ヲ要スルトキハ府知事縣令ヨリ內務卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

但町村區域名稱ノ變更ハ內務卿ノ認可ヲ受クヘシ